

第22回西原まつり出店要綱

西原町商工会青年部では、西原まつり出店に係る円滑な運営を図るため出店者の皆様に対して、次の要件についてご理解とご協力のもとに厳守の程をお願い致します。

尚、以下の要件は、西原まつり実行委員会と出店者の皆様との契約書としての効力を持つものにご理解頂きまして、目に余る違反をした場合即刻営業の停止をお願いすることをご了承のうえ出店の申込みをお願い致します。

1. 開催期日 令和元年10月26日(土)～27日(日)の2日間

2. 出店会場 東崎公園

3. 出店資格 原則として、町内商工業者、町内団体及び町外商工業者とする。

4. 出店基準

- (1) 法令等により許認可を必要とする業種の場合は、その許認可を受けているものであること。
- (2) 公序良俗に反しないものであること。

5. 出店料金等

(1) 出店料は、原則として1店当たり3間×2間(5.4m×3.6m)のテントを基準とし、2日間で次の通りとする。

*パーラー車での営業、又は所定の場所以外では営業できません。

(2) 専門業者を除き統一のテントをリースしていただきます。

テントリース代金：14,960円 (イス、テーブルは別途料金)

区分	出店料金(*)	備考
町内商工業者	28,000円	* 出店料には清掃料金等2,000円が含まれています。 テントリース代(14,960円)は、テント業者に支払いです。 * 原則テントリース代は返金致しません。
町内各種団体	13,000円	
町内福祉団体	8,000円	
町外商工業者 (出店組合員)	33,000円	

(3) 電気を必要とする場合は、沖縄県出店業事業協同組合に有料・申込んでください。

出店料の納付等

- (1) **出店料及びテント代は、9月30日(月)出店説明会の会場にて徴収致します。**
- (2) 既に払い込んだ出店料は、次の場合を除きいかなる理由があっても返納しない。
天候不良、または災害等により、実行委員会がまつりを中止すると判断した時。
*** 実行委員会がまつりを中止と判断した時は出店料の90%を返納します。**

6. 申込み方法及び受付期間

- (1) 西原町商工会(西原町商工会青年部)において、下記により受付を行う。
- (2) 所定の「出店申込書」に必要事項を記入のうえ、申し込むこと。

町内：9月12日(木)～9月13日(金) 午前10時から午後4時

※町外の方で出店希望される皆さんへ

※沖縄県出店業事業協同組合に申込んでください。

連絡先：沖縄市山内1-8-19 (TEL：098-933-8801)

7. 出店者及び出店場所の決定

- (1) 出店申込みは、本町の商工業者及び町内団体を優先に受付する。
- (2) 出店申込みが定数を超過した場合次の優先順位で抽選により決定する。（*本業での出店を優先）

① 町内の商工会員 ②町内の商工業者 ③町内の団体

※上記の規定により、新規で簡易営業許可を取得しても、出店出来ない場合がある。

※許可書の写しは、9月30日(月曜日)説明会の際に提出です。

8. 出店の説明会等の開催

- (1) 申込の全出店業者を対象とする説明会等下記のとおり開催いたします。

①日 時：9月 30日(月曜日) 午後4時～4時30分(飲食関係・保健所説明)
午後4時30分～5時30分(全出店事業者等)

※飲食関係は、簡易営業許可書を得ていても、必ず保健所の説明会に参加してください。

②場 所：西原町商工会館ホール

※飲食等を出店される方へ

- (2) 飲食で出店される方は、南部福祉保健所へ簡易営業許可申請書を提出して下さい。
すでに許可を取得された方も5年間有効ですが、7号様式による申請が必要です

《自動車営業許可証でのまつり出店はできません、簡易営業許可申請が必要です。》

※許可申請については、各自で書類を南部保健所へ提出してください

(2) 提出書類

- ①誓約書
- ②営業許可書⇒簡易営業許可書写し添付
- ③出店予定届⇒7号様式(5年有効の許可取得者)
- ④生産物賠償責任保険(PL保険)又は食品営業賠償共済保険、施設賠償責任保険の証券等の写し

※ 新規で簡易営業許可申請書を提出される方は、保健所で講習会の受講及び出店の設備検査等も必要です。(各自で南部保健所にて申請)

許可申請⇒保健所講習会(毎週水曜日)

許可申請、講習会等の詳細については、南部福祉保健所にご確認下さい

南部保健所(生活衛生班)担当：食品グループ 電話：098-889-6799

9. 営業時間

- 2日間とも正午から午後9時(営業時間を厳守すること。)
簡易営業許可書を出店内に表示すること。

10. 店舗の設営及び撤去

- (1) 設営 ……10月24日(木)午後～25日(金)午前中までに設営すること。
- (2) 撤去 ……10月27日(日)午後10時～(当日撤去)

※資材搬入時、芝生に車を乗り入れる為に各テナントベニヤ(4分)×2枚用意する。

11. 商品の搬入及び搬出

- (1) 商品の搬入 ……10月25日(金)から10月26日(土)午前中までに完了して下さい。
- (2) 原則としてまつり開催中は会場への車両進入は禁じます。

※西原まつりのスタートは10月26日(土)午後1:00の予定です。

12. 出店業者の駐車等

出店業者は、登録した車輛を指定する駐車場へ駐車することができる。

所定の場所(1店舗当り1台)以外での駐車はできませんのでご了承下さい。

13. 出店業者の遵守すべき事項

- (1) 出店業者は、指定された場所を他人に転貸し、又は目的外に使用してはならない。
- (2) 出店業者は、指定された場所以外で商行為を行ってはならない。
- (3) 出店事業者は、未成年者へのビールなど酒類の販売をしてはならない。
- (4) 祭り会場での危険玩具(エアガン・レーザーポインター等)の販売は禁止いたします。
- (5) 出店許可証を必ず携帯すること。
- (6) 衛生管理
 - ①各自ゴミ箱、ポリバケツ等を設置し、店舗周辺の清掃は責任をもって行うこと。
 - ②飲食出店業者は、常に清潔を保ち、衛生面に留意すること。
- (7) テナント等より出る汚水、排水はポリタンク等に詰める。給水、排水用のポリタンク容器量は100リットル以上を設ける。
- (8) 全ての出店業者は、テント内に必ずブルーシート等を敷くこと。
- (9) 出店業者は、盗難及び危険防止等のために営業に伴う管理を十分に行うこと。
- (10) 電気を必要とする場合は出店事業協同組合へ申込すること。
- (11) 発電機の持ち込みは禁止する。
- (12) 周辺植樹・花木・芝生等に汚水等をかけたり、または枝を折ったりしてはならない。
- (13) 祭り会場内での木炭・練炭の使用は禁止する。
- (14) 出店業者は、営業従事者に対し、この要領を熟知させ遵守させること。
- (15) 出店業者は、撤去時間までは閉店(消灯)しないこと。
- (16) 火気を使用する出店業者は、必ず消火器等を準備すること。

14. 免責

出店における販売商品及び備品等の管理は、出店者の責任として盗難、汚損、その他不可抗力による災害に対しても、町まつり実行委員会及び本商工会青年部は一切その責任を負いません。

15. 営業停止等

西原まつり実行委員会(担当：商工会青年部)は、出店業者がこの要綱に反する行為(名義借り等を含む。)を行った場合は、その業者に対して営業停止及び今後2年間の出店停止を命ずることができる。

その他

- ①この要綱に規定されてない事項については、西原まつり実行委員会(担当：商工会青年部)の指示に従うこと。
- ②テナントより出る汚水及び排水等は指定された場所に各自運搬廃棄すること。
- ③ゴミは各自持ち帰ること

皆様のご協力をお願いします。

申 込 日 令和元年 月 日

西原まつり実行委員会
委員長 上間 明 殿
西原町商工会
会 長 仲松 政治 殿
西原町商工会 青年部
部 長 富原 基史 殿

出 店 申 込 書

第22回西原まつりの出店に次の通り申込みします。但し、名義借り又は、不正行為等をした場合は、即刻に退去することを承諾します。

事業所名 _____

氏 名 _____ ⑩

住 所 _____

電話番号 _____

出店の内容及び品目

出店区分	内容及び品目
1. 飲食店	_____
2. 物 販	_____
3. ゲーム	_____
4. その他	_____

1. 町内の商工会員 2. 町内の商工業者 3. 町内の団体

出店区分のいずれかに○をして下さい。

◎内容品目の記入例 1. 飲食店 (そば・やきとり・ヤキソバ)
2. ゲーム (輪投げ・金魚すくい等)

【確認事項】

出店申込みが予定店舗数を越した場合は、下記の優先順位で決定させていただきますので、ご了承下さい。

優先順位 (本業を優先する。)

1. 町内の商工会員
2. 町内の商工業者 (非会員)
3. 町内の団体

※本申込書提出は、出店を約束するものではありません。
出店説明会までは機材、材料の購入はお控えください。